

日立市内部事務システム再構築事業 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、日立市内部事務システム再構築事業の実施に当たり、内部事務の基幹である財務会計・文書管理・電子決裁システムを対象に、優れたオープン系のパッケージシステムを導入し、本市のBPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリングの略）をはじめとする業務改革の推進に役立てるとともに、生成AI等を先駆的に活用する取組を進めるなど、内部事務の抜本的な改善を強力に推進するため、当該事業を適切に遂行できる事業者を選定することを目的として、必要な事項を定めるものである。

2 概要

(1) 事業名

日立市内部事務システム再構築事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業内容

別紙「日立市内部事務システム再構築事業 仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和15年3月31日まで

(4) 提案上限額及び支払方法

175,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

※ 経費は、令和9年9月1日（財務会計システムの予算編成機能の稼働）から令和15年3月31日までを想定したシステム使用料（システム構築費を含む）として、分割して支払うことを想定する。

3 参加資格要件

次に掲げる要件の全てに該当している事業者に限る。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく本市の入札参加の制限を受けていないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でなく、かつ、その役員が日立市暴力団排除条例（平成24年日立市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (4) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成6年7月14日付け監第692号）、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準又は日立市入札参加指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始後又は再生計画認可の決定が確定

した後に本市が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りでない。

- (6) 地方税及び国税について滞納がないこと。
- (7) 業務委託の提供等の日立市入札参加資格を有すること。
- (8) ISMS 適合性評価制度における ISMS 認証を取得している又はプライバシーマーク付与認定を受けていること。
- (9) 人口 10 万人以上の自治体における財務会計・文書管理・電子決裁システムの構築及び運用実績を有すること。

4 優先交渉権者の選定方法

(1) 選定方法

1 次審査及び 2 次審査を行い、優先交渉権者及び次点者を選定する。

ただし、参加資格者が 3 者以上の場合は、1 次審査の評点上位者を選定し、2 次審査としてプレゼンテーションの実施を依頼する。

選定の考え方は、下表「評価上位者選定基準表」のとおり。

【評点上位者選定基準表】

| 参加資格者数 | 評点上位者選定数 |
|-----------|---------------------------|
| 2 者以下 | 全ての参加資格者 ※ 失格要件の該当者を除く |
| 3 者又は 4 者 | 2 者程度 |
| 5 者以上 | 3 者程度 |

(2) 1 次審査

審査事項は、以下のとおりとする。

- ア 書類審査 要件定義及び回答書への回答状況
- イ 価格審査 提案上限額に対する参考見積額

(3) 2 次審査（プレゼンテーション審査）

1 次審査を通過した参加資格者を対象に、2 次審査として企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- ア 開催日 令和 8 年 8 月 26 日（水）
- イ 場所 日立市役所
- ウ 時間構成

(ア) プレゼンテーション及びデモンストレーション 60 分以内

(イ) ヒアリング 30 分以内

エ 出席者数 上限 5 名までとする。

オ プレゼンテーション等の環境

(ア) プレゼンテーションは、非公開とする。

(イ) プロジェクター（HDMI 接続）、スクリーン、電源ケーブルは本市が準備する。ただし、投影用のパソコン等については、提案者が準備するものとする。

(ウ) マイク等の音響設備に関しては、事前に要望があった提案者にのみ準備する。

(エ) インターネット接続を実施する場合は、提案者にて準備するものとする。

(4) 企画提案書等評価

ア 優先交渉権者の選定にあたり、本市においてプロポーザル審査委員会を設置し、企画提案書等について「審査基準表」に基づき評価を行う。なお、採点表は非公表とする。

イ 審査においては、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、あらかじめ定めた審査基準に基づき総合的に評価を行う。

ウ プレゼンテーションは、企画提案書の内容を補足説明することを目的とする。

※ なお、参考見積書は、提案内容の妥当性を確認するための資料として用いるものであり、契約金額を確定するものではない。

(5) 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定は、1次審査及び2次審査の審査項目ごとに評価付けした評価点の合計に基づき、総合的に判断し選定する。

(6) 失格要件

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 審査の公平性を害する行為があった場合

ウ 提出された参考見積書の見積額が提案上限額を超えている場合

エ 契約締結の時までの間に、日立市入札参加指名停止等の措置を受けた場合

オ 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当した場合

カ 参加申込書及び企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合

キ 本市が求める必須要件に対応しない提案であった場合

ク 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった場合

5 実施スケジュール

| 項目 | 日程、期限等 |
|-------------------------|---|
| 公告日・閲覧開始及び 参加申込 受付開始 | 令和8年7月3日（金） ※ 実施要領・様式等はホームページ上に掲載 |
| 質問書 受付期限 | 令和8年7月10日（金）午後5時必着 |
| 質問書 回答期限 | 令和8年7月14日（火）まで ※ ホームページ上に掲載 |
| 参加申込書兼秘密保持誓約書 提出期限 | 令和8年7月17日（金）午後5時必着 |
| 参加資格決定通知 | 令和8年7月21日（火） ※ 全ての参加者へプロポーザル審査委員会の日時 等を電子メールで通知 |

| 項目 | 日程、期限等 |
|-----------------------|--|
| 企画提案書等 受付開始 | 令和8年7月22日(水) |
| 企画提案書等 提出期限 | 令和8年8月5日(水) 午後5時必着 |
| 1次審査結果通知 | 令和8年8月7日(金) ※ 全ての参加資格者へ1次審査結果及びプロポーザル審査委員会の日時等を電子メールで通知 |
| プロポーザル審査委員会 (2次審査) | 令和8年8月26日(水) |
| 審査結果通知 | プロポーザル審査委員会実施後2週間以内に通知 |
| 契約交渉期間・契約締結 | 優先交渉権者と調整 |

6 関係資料の閲覧

本事業に関連する資料の閲覧を希望する場合は「16 問合せ先」宛てに電子メールで閲覧を希望する複数の日時を連絡すること。なお、資料は閲覧及びメモのみとし、録音、録画、写真撮影は不可とする。入手した資料は、適切に取り扱い、本件に基づく事業完了後は、速やかに適切な方法で廃棄すること。

7 質問受付及び回答

(1) 受付期限

令和8年7月10日(金) 午後5時(必着)

(2) 質問方法

ア 「16 問合せ先」宛てに電子メールで提出するものとする。電子メール送信後は電話で到着の確認を行うこと。

イ 件名を「(質問) 日立市内部事務システム再構築事業プロポーザルについて」とし、文面には事業者名、担当者の所属、氏名及び連絡先(電子メールアドレス、電話番号等)を明記すること。

ウ 質問内容はメール本文に記載せずに「質問書」(様式第5号)を添付すること。

また、質問内容は仕様書に定める要求事項の実現に必要な事項に限る。

なお、電話及び直接来庁による質問には応じない。

(3) 回答

ア 質問への回答は、令和8年7月14日(火)を目途に、質問者名を伏せてホームページに掲載する。

イ なお、本市のセキュリティ上回答することが望ましくないと判断したものについては、回答しないことがある。

ウ 回答は、仕様書等と一体のものとして同等の効力を持つものとし、回答に対する再質問は受け付けない。

8 参加申込書兼秘密保持誓約書等の提出

- (1) 提出期限
令和8年7月17日（金）午後5時（必着）
- (2) 提出方法
持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）
持参する場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで
- (3) 提出先
「16 問合せ先」へ提出
- (4) 提出書類（各1部を提出すること。）
 - ア 参加申込書兼秘密保持誓約書（様式第1号）
 - イ 会社概要（様式第2号）
 - ウ 資格要件に係る申立書（様式第3号）
 - エ 事業実績書（様式第4号）
 - オ 本店所在地の都道府県税、法人税及び消費税に未納がないことを証明する書類（発行後3か月を超えないものに限る。）の写し
 - カ ISMS 認証を取得している又はプライバシーマーク付与認定を受けていることを証明する書類の写し

9 参加資格決定通知

参加者から期限までに提出された書類について、参加資格の形式審査を行い、審査の結果は期限までに適正に提出した全ての参加者に、電子メールで通知する。

審査の評価基準は、以下のとおりとする。

- (1) 参加資格及び適格要件を満たしているか。
- (2) 必要書類・記載事項が整っているか。

10 企画提案書等の提出

参加資格審査結果の通知により参加資格を満たした者は、以下に示す書類を提出することとする。

なお、企画提案書作成要領は、参加資格決定通知とあわせて、参加資格者に電子メールで通知する。

- (1) 提出期限
令和8年8月5日（水）午後5時（必着）
- (2) 提出方法
持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）
持参する場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで
- (3) 提出先
「16 問合せ先」へ提出

(4) 提出書類

- ア 企画提案書（任意様式）
- イ 財務会計システム要件定義及び回答書
- ウ 文書管理・電子決裁システム等要件定義及び回答書
- エ 参考見積書（任意様式）
- オ 参考工程表（任意様式）
- カ プロジェクト実施体制（任意様式）
- キ あわせて上記全ての電子データ一式をCD-R又はDVD-Rに保存し提出すること。

11 審査結果の通知

(1) 1次審査（書類審査及び価格審査）

企画提案書提出後、1次審査として書類審査及び価格審査を実施し、審査の結果は期限までに全ての参加資格者に、電子メールで通知する。

(2) 審査結果通知

審査結果については、プロポーザル審査委員会に参加した全ての提案者に電子メールで通知する。

12 費用負担

参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

13 提出書類の取扱い

- (1) 企画提案書等は、返却せず、本市の責任において処分する。
- (2) 参加者に無断で本事業以外に使用しない。
- (3) 公文書として、日立市情報公開条例に基づき、非開示部分を除き開示することがある。
- (4) 選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (5) 提出期限後の企画提案書等の提出は認めない。また、期限後の企画提案書等の差し替え及び再提出についても認めない。ただし、本市から修正又は変更の連絡があった場合はこの限りではない。

14 契約の締結

「4(5)優先交渉権者の選定」において選定された優先交渉権者と本市との間で条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、随意契約によりシステム使用に係る契約を締結する。なお、優先交渉権者と本市との協議が整わない場合又は優先交渉権者が事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点者と協議を行う。また、契約の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

15 その他事項

- (1) 審査の経緯及び結果について、異議申し立ては受け付けない。
- (2) 参加者が1者のみの場合においても、審査を実施するものとする。
- (3) 選定された企画提案書等の内容については、契約時の仕様書に適切に反映するものとする。
- (4) 参加申込後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）を令和8年8月5日（水）午後5時までに「16 問合せ先」宛てに電子メールで提出すること。なお、電子メール送信後は電話で到着の確認を行うこと。また、その場合、件名を「(参加辞退) 日立市内部事務システム再構築事業プロポーザルについて」とし、文面には事業者名、担当者の所属、氏名及び連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）を明記すること。
- (5) 本事業の全部又は主要な業務を一括して第三者に委託することを禁止する。ただし、本事業の一部を第三者に委託する場合で、本市の承諾を得たときは、この限りではない。
- (6) 本仕様書に明示なき事項及び本仕様書により難き事項については、その都度本市と協議の上進めることとする。

16 問合せ先

〒317-8601

茨城県日立市助川町1-1-1

日立市役所 市長公室 デジタル推進課

電話：0294-22-3111（内線292）

メール：digital@city.hitachi.lg.jp

以 上